

平成29年度第5回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成29年12月11日（月）

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 足立寛隆委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員
10番 小西淳一委員 11番 角 力委員 12番 高西史郎委員（会長） 13番 高橋敦美委員
14番 田中豊委員 16番 中本公平委員（会長職務代理） 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員
19番 吉澤一誠委員

欠席農業委員 2番 泉新一委員

出席推進委員 影嶋六郎委員 仲本 悟委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員
小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 松本裕三委員
本池実委員 米澤美憲委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員 高西早苗委員

欠席推進委員 大東清彦委員 尾坂宣雄委員

事 務 局 池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 高田主幹 高橋経済部次長 農林課富澤係長
農林課指宿主幹 (株)アイテック職員

傍 聴 人 なし

日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

- ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
- イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 下限面積（別段面積）の設定について
- カ 第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時30分

議長（高西会長）

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長（高西会長）

それでは、議席番号10番の小西委員さんと、議席番号11番の角委員さんをお願いしたいと思います。

本日の欠席は、農業委員では泉委員さん、体調が悪いようでございます。それから大東推進委員さんと尾坂推進委員さんの3名でございます。尾坂さんは、ご親戚にご不幸があつて葬儀のため欠席されます。それから今日の出席者は、農林課の富澤係長と高橋経済戦略課長、アイテックの職員の方に来ていただいております。よろしく申し上げます。

それでは、審議に入ります。初めに3ページ、議案第1号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ番号32の旗ヶ崎7丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号32の旗ヶ崎7丁目について説明します。詳細は議案のとおりとなっております。本件は、隣地で耕作している譲受人の希望による売買です。取得後の経営面積は39アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたのでご審議申し上げます。

議長（高西会長）

続きまして、地元推進委員さんから報告をお願いします。

三島推進委員

そうしますと32番について説明します。本件は譲受人の規模拡大のため売買するものです。現地は畑が3枚ですが、隣接して一体になっています。面積は合計578平方メートルです。譲受人は、隣地で295㎡ほど耕作されておりました、売買により1枚873㎡の畑と

なり、耕作利便性が向上します。売買後は野菜類を作ると聞いています。許可要件については問題ないと思われしますので、よろしくお願ひ
します。

議長（高西会長）

地元農業委員さんから補足説明はありますか。

大縄農業委員

特にありません。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

議長（高西会長）

続いて、番号33の一部について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号33の一部について説明します。詳細は議案のとおりとなっております。本件は、譲渡人に頼まれて贈与により、知人である譲受人
さんが農地を取得するものとなります。取得後の経営面積は次の34番と併せて48アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地
法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議お
願ひします。

議長（高西会長）

続きまして、地元委員さん説明をお願いします。

田邊推進委員

森中委員さん、お願いします。

森中農業委員

はい、33番について説明します。この件は農業委員の森中と推進委員である田邊委員と二人で現地調査をし、協議をした案件です。本件は、譲渡人さんの要望で贈与を行うものであり、譲渡人さんが病気で耕作できないため、地元で耕作者を検討しておりましたが、知人である譲受人が受ける案件です。場所は、譲受人の家の前の農地であり、取得後は畑で野菜を耕作する予定です。許可要件は何ら問題ないと思います。

議長（高西会長）

あのう、今日この地区の推進委員さんの田邊委員さんが出席しておられますが、久しぶりに総会に出ていただいて、推進委員さんが説明していただけたらなあと思っていましたが、地元の委員さんがってことで説明されましたけども。

今後はですねえ、推進委員さんが出席された場合は、推進委員さんから説明をいただいて、補足があれば地域から選ばれた委員さんで補足いただくと。

田口推進委員

議長、先月の推進委員の会議の時にですねえ、委員が説明して補足は推進委員というふうに体制が固まったと理解していますけど。それは違うんですか。

議長（高西会長）

あの、それは2回目の総会の時にですねえ。

田口推進委員

だから、それは推進委員にきちっと説明してなかったということを了解されたでしょう。

田邊推進委員

いいですか。

前回の推進委員の会議の場ですね、当初農業委員が説明できるのは農業委員が説明して、農業委員がちょっと説明をお願いするというときには、推進委員が説明するというので、当初推進委員は思っただけで、その状況でずっと来ていまして、前回の推進委員の会の時に今後どうするかという話が出たわけです。その中で、我々推進委員としては、地元の農業委員から要望が無かったら、農業委員の方が全部説明してもらってと思っておりましたので。ただ、農業委員会で、我々出席しませんが、その場で推進委員に出てもらってということが話し合われたようですけども、最終的に我々は了解していない状況でありまして、それで今日この全体場で最終的にどうしようかという話をしようということで、前回、我々は承知しておりましたので。今日あの、今後どうするかという話が出て来ると理解しておりましたけども、どうでしょう。

議長（高西会長）

まあ、わかりました。何回も検討していただいて。

森中農業委員

ちょっと、この件に関してはですね。

議長（高西会長）

あの出来るだけ、中々推進委員さんは総会に出席される機会が少ないといえはおかしいですけども、出席していただいてもいいですけど

も、できるだけそういう機会を作るようにしていかないけんあということ、そんな具合に2回目の時に話して理解しておったわけですが、まあ中々それが理解されていないということならば、今回これをきちんと理解をして、その辺の事をきちんとしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

森中農業委員

いいですか。この役割分担ということで、一番初めの農業委員の総会の時にも、この役割分担についての案が事務局より配布されてですね、それに基づいてどうですかということで、農業委員会としてはこの案について協議をして、賛成された案件になっておると私は思っております。そういうことで私は、始めからこの案について賛成があったものですから、それに基づいて私の方で説明しておった経過があります。それで、そういった事で田邊委員さんも言われたですけども、田邊委員さんと十分協議したうえで、私の方が説明するということ、私で私が説明したところであります。以上です。

高西推進委員

いいでしょうか。私は、淀江町の佐陀で転用許可申請が沢山出てくる関係で、何回も招集されて出てきております。今回も文書が事務局の方から、地区推進委員におかれましては、総会において審議を行うにあたり、先ず一言簡単な説明を行う流れとなりますという文言があります。私はこれに沿って事務局の指示どおりに動いておれば、推進委員が説明するようになるんじゃないかと思っております。

田邊推進委員

いいですか。前回の推進委員の場で、どうしようかという話が出たはずなんですよ。その時に推進委員はまだ納得していないので、今日の全体の中で最終的に決めようという話が推進委員の場に出たと思いますよ。推進委員の方はそれで了解していると思いますけども。

中本会長職務代理

確かに、推進委員の方がわからない格好で、2回目から流れが変わっておりますし、そして、出てきた推進委員さんからもおかしいなという意見が頻発していたと思います。森中委員さんが言われたように、最初に決議されたことの流れが途中で変わっている。そこに会長や

事務局の色々な思惑があったわけですけど、中々整合性が取れなかったということで。先ほど田邊委員さんが言われましたように、もう一回再度、お互いに農業委員さん推進委員さんがおられる中で話し合いをして、良い方向性を見つけられたらというような意見があったわけです。ですから、その辺、今日の総会でそういった事を踏まえて、この間決議されたことをどのような形で議事進行されるのか、ちょっとまだ聞いておりませんが、そういった方向性で会長どんなもんですかね。

議長（高西会長）

わたし、前は他の用で、総会は欠席してですね、あの中本さんに代理を。

田邊推進委員

いや、前回の総会というのは、推進委員の総会の時ですよ。あの時、会長も居られましたので。その場でそういうふうに次回、じゃあ決めようという話をしたつもりですよ。

遠藤農業委員

会長、今色々な意見が出ておりますけども、推進委員さんの中でそういう話し合いがもたれたということであれば、事務局から説明していただいて、それをはっきりさせてから今日の総会を進めた方が、今あやふやな段階で進めてもお互いに納得いかないと思いますので、これを先に事務局から説明していただいて、お互い納得して進めたらいかがでしょう。

議長（高西会長）

今、農業委員さんから出ましたが、それでいいですかいね。

中本会長職務代理

色々出ましたが、今までの流れからいきますとね。

議長（高西会長）

それであの、して欲しいという方、賛成の方、挙手をお願いします。

田邊推進委員

今日はこの場では、我々は議決権がありませんから。

議長（高西会長）

だけん、事務局ちょっと説明して、今、あの遠藤さん言われるようにきちんとしてから。

公本農業委員

あの、いいですか。

農業委員が説明したのと推進委員が説明したのは何か違いが生じるのですか。違いが生じないということであれば、該当地区の農業委員と推進委員が協議して、どっちみち、現地調査とかそういうのをやるわけですから、それを説明する人はお二人に任せて、どちらが説明しても差が無いということであれば、農業委員が説明しても推進委員が説明してもいいということにした方が、農業委員と推進委員の壁を作らなくていいのではないのでしょうか。と自分は思います。

議長（高西会長）

そういう考えもあるでしょうし、あの、出来るだけですね、推進委員さんに機会を捉えていただいて、あの総会にですねえ、出席をしていただくのが、私は大事じゃないかなあと思うのですがね。今のままで行くと極端な事を言えば、3年間の任期中に1回も総会に出られんというのもあると思いますので。それをどんな具合にしたら総会の場にこう出てもらうか、それは推進委員さんには、意見や質問をしても採決には加われませんので、採決に加わらんのにという気持ちもあるかもわかりませんが、その辺を考えて出来るだけ、総会には出席してもらったらなあということでしたわけです。

公本農業委員

農業委員も推進委員も今年の2月、3月から作文をして、この農業改革に対しての意欲を作文で自己表現したわけですよ。そういう人が任命されてなっているわけですよ。だから、それはあくまでも本人さんの心がけであって、総会に出て来ないっていうのはまあ。事務局さんも一生懸命、皆さんに話をしてあげれば、参加されるんじゃないですかねえ。

田邊推進委員

ちょっと、ひとついいですか。

あの、これは取りあえず、この議案を進めてもらって、最後に話をされたらどうですか。

(拍手あり)

森中農業委員

あの、それでいいですけどね、ちょっと私、原点に戻ってね、ちょっと質問させてもらいたいと思います。

役割分担についてという案はねえ、総会の時にきちんと誰にも渡して、それでやりますということで、誰もが承知されて理解されて、そうなったわけですよ。その文書の中には、3条、4条、5条については、農業委員が主となるということになっています。それから、推進委員が主になるのは、納税猶予に係る適格者証明、非農地現況証明、納税猶予に係る農業経営継続の証明とこういうことで文書になってですねえ、これで行きますということで承認になったわけです。これを書いた事務局の趣旨に沿って、これが承認になったわけですから、それに沿って私は説明しとると、こういうふうに判断しています。

田邊推進委員

だから、推進委員はその第1回の際にしか出ていませんから、もうその条件で進めて来たつもりなのですよ。だから、推進委員が出てない場で、この今の推進委員がでてもらったかどうかという話がどうもなされたようですけども、推進委員は誰も承知していませんので、そのところは。だからあの、今日、正式にどうなるかというのを決めてもらえるんじゃないかなと思っておりましてけどね。

議長（高西会長）

まあ、わかりました。ほんならこの問題は。

田邊推進委員

後からに。会議が進まないと思いますので。

議長（高西会長）

はい、わかりました。番号33の地元委員さんの説明が終わりましたが、何か質問がありませんかいね。

無いようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号34の一部について審議します。事務局から説明してください。

（34番も合わせて説明されたとの声あり）

議長（高西会長）

それでは、34の一部について異議の無い方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号35の彦名町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号35の彦名町について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、双方の話し合いにより、贈与で譲受人が農地を取得するものです。譲受人は、隣で耕作しておりまして、取得により効率的な耕作が可能となると思われま。取得後の経営面積は83アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備

はございませんでしたのでご審議をお願いします。

議長（高西会長）

えっと、地元推進委員さん。

田口推進委員

あの、先に農業委員さんに説明していただきます。よろしくお願いします。

議長（高西会長）

はい、そうしますと地元委員さんお願いします。

公本農業委員

先般、田口推進委員と協議いたしまして、この件に関して話し合いました。譲渡人、譲受人とも、私も個人的に親しくしている関係であって、また過去の流れに関しましてもある程度知っております。ただ、譲渡人のご主人が亡くなられて、それまではネギを大規模に耕作されておりました。後の耕作に関してはどうなのかと思っておりましたが、出来る範囲でやっていくということをおっしゃったので、事務局が説明したことに対して、問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いします。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、何かご質問ご意見ありませんかいね。

足立農業委員

推進委員さんの説明は。

議長（高西会長）

推進委員さんが、委員さんに説明してくださいと言うものですので。

田口推進委員

あの、委員さんの仰るとおりでございます。いびつな土地が耕作しやすくなると思います。よろしくお願いします。

議長（高西会長）

説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がございませんかいね。

無いようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号36の二本木と佐陀について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号36の二本木及び淀江町佐陀について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は双方の話し合いにより、売買で譲受人が農地を取得するものです。取得後の経営面積は82アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたのでご審議お願いします。

議長（高西会長）

地元委員さん説明をお願いします。

森中農業委員

はい。私と地元の仲本推進委員さんと二人で現地調査をいたしました。本件は、双方が話し合いにより売買を行うものでして、譲渡人さんは、譲受人さんの経営する会社の隣に住まいしておりまして、経営規模縮小にあたり相談したところ、規模拡大の意向のある譲受人さ

んに売買を行うことになりました。これまでどおり水稻を耕作するということを聞いております。審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

続いて、佐陀の。

高西推進委員

佐陀地区ですか。

議長（高西会長）

えっと、事務局どうしますか。

（事務局）池口事務局長

佐陀の方も。

議長（高西会長）

佐陀のも。

（事務局）宅和事務局長補佐

続けて佐陀の方もお願いします。佐陀は佐陀の推進委員さんに現地調査をしてもらっていると思いますので。

議長（高西会長）

お願いします。

高西推進委員

はい。

(今言いなつたでの声あり)

森中農業委員

いや、私が見たのは、巖の推進委員さんとだということ、今、報告させてもらいましたのです。それで、仲本委員さんと二人で現地調査をしたということ、今、報告させていただきました。

議長（高西会長）

佐陀については、大和地区の推進委員さんの説明ではないかなと今言ったんですが、事務局はどんな見解を持っていますか。隣合わせで続いているので、二本木ですから巖地区の担当委員さんに大和の佐陀も一緒に説明してもらおうのか。

(事務局) 宅和事務局長補佐

そうではありません。佐陀は佐陀で、二本木は二本木で分けてお願いをしているはずですよ。

中本会長職務代理

36番は、二本木と佐陀で一括した議案になっておりますので、それで議事の進め方は、二本木の推進委員さんに説明していただき、合わせて佐陀の推進委員さんにも説明していただく格好になっています。よろしくお願いします。

高西推進委員

それでは、佐陀の説明をいたします。あの、先ほど説明のあった二本木と農道を挟んで隣接した水田2枚です。これはさっき仰つたとおりです。ただ、道路を挟んで佐陀の部分に2枚あるということだけで、状況は仰つたとおりでございます。以上です。

議長（高西会長）

あの、事務局をお願いしておくけど、この辺はきちんと良い具合に委員さんに説明しておかないといけませんよ、事前に。

（事務局）池口事務局長

はい、わかりました、すみませんでした。

議長（高西会長）

今、説明したのにつて、言い方になればおかしいですが。きちんとようわかるように、事務局。

池口推進委員

質問していいですか。

これは〇〇の人ですが、〇〇の〇〇さんという方は。

議長（高西会長）

そうです。〇〇です。

池口推進委員

二本木の方にトラクターを持って行かれるような状態かな。

議長（高西会長）

事務局。

高西推進委員

えっと、申請書を見ますと機械の整備状況は、トラクターや軽トラックや管理機を所有しておられて、問題ないということになっておりますが。トラクターをご心配のように持って行かれるかどうかというその意思までは量ることはできません。

議長（高西会長）

あの、池口委員さんが言われたことは、例えば農道の事などで言われたのですか。

池口推進委員

農道を通ってずっと行かれるのかなあと思っています。

議長（高西会長）

それは。

池口推進委員

距離が結構ありますのでと思って。

議長（高西会長）

まあ。

池口推進委員

〇〇さんって〇〇の人だと思うんですけども、当然、今まで見とったら、〇〇の〇〇のともも買いなつたですわ、ばあつと。それで家ばつかあ建つてしまつて。〇〇の方も買つておられた。そこも家が建つてしまつて。今、農地を買つて家建てなあだあかなあと思つたわけですから。

議長（高西会長）

事務局、ここは農振に。

事務局（高田主幹）

農振でございます。

議長（高西会長）

それで、〇〇さんは個人的にも知っていますが、この件については出会ったことがないので。それで、推進委員さんも出会ってないので。

高西推進委員

出会ってない。

議長（高西会長）

出会ったのは事務局だろうと思うけども、その辺はどうでした。

事務局（高田主幹）

距離の事をご心配されていると思いますけど、確認しましたら、車で5分から7分位、3キロから4キロ位の範囲でということになっておりまして、今答えましたけども、農振の中でございまして、何か違うものにとかそういった状況とかはちょっとありえない状況で、まあ、きちっと耕作するという意向は伺っております。後は、違うところで転用してって話がありましたけど、他の所をどこに持っているかを確認したところ、高井谷とか西原とか方角的に反対になる所に5反ちょっとやられとるわけですけど、特に他の所で要件等問題なかったと判断しております。

池口推進委員

と言うのはねえ、〇〇地区でこの前、〇〇さんが土地買った。そうしたら、すぐに第三者に作ってほしいというようなことを、それはいけないと思います。第三者には。まあいいですわ、自分が持っていて、自分がやるっていうなら別に問題ないです。失礼しました。

遠藤農業委員

ちょっといいですか。

今までこの近辺を反当り〇〇円というのは、何かあるんですか。異常に安いような感じがするんですけど。

議長（高西会長）

いやあ、それはねえ、多分ねえ、農振に入っておって、そうして農振除外になるような所じゃないけん、あの、それで安いじゃないかなと思う。

遠藤農業委員

今迄、淀江から二本木にかけて高いなあと思っていましたけど、異常に安いものですから。

議長（高西会長）

田んぼの中ですから、水田区域の真ん中ですから、除外になることはないのです。

遠藤農業委員

はい、わかりました。

議長（高西会長）

仲本さん見なっただけのことですけども、どんなふうに見られました。

仲本推進委員

森中委員と現地調査をしております、まあ先程心配されていたように、転用のできない3、4メートルの農道しかないような所ですので何ら異論はありません。

議長（高西会長）

いや、そういうことじゃなくて、異常に安いということ。

仲本推進委員

ああ、値段のことですか。値段はこれはね、相対ですのでどうしようもないことで、私らがどうのこうのいう筋合いじゃないと思います。

議長（高西会長）

他に意見ありませんかいね。まあ結局、農地はだんだん安くなって、生産性が低い所なんかは、他人さんに無償で贈与したりなんかありますんで何とも言えませんが、何か他に意見、ご質問ありませんかいね。

無いようでしたら採決に入りたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号37の河岡についてお願いします。

事務局（高田主幹）

番号37の河岡について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の希望で売買により譲受人が農地を取得するものとなります。譲受人さんは隣地で耕作しております、こちらでも取得により効率的な耕作が可能となります。取得後の経営面積は138アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたのでご審議お願いします。

議長（高西会長）

地元推進委員さんお願いします。

植田推進委員

本件につきましては、11月22日に〇〇にお住いの譲受人から説明をいただいておりますが、所在地は市内河岡、地目は田で面積は3反くぼのうち1、135平方メートルです。約1反ですが、同じく河岡に譲渡人から譲り受けられようとするものであります。この度、譲渡人の希望により売買が行われるものですが、譲受人は今回の申請地を挟んで両側に農地を所有されておりまして、取得することにより、より一体的、合理的な耕作が可能となるものと考えています。現地確認は12月5日に行っておりますが、保全管理されていることを申し添えさせていただきます。

議長（高西会長）

地元委員さんの何か補足することは。

高橋農業委員

特にありません。

議長（高西会長）

説明ありましたが何か、ご意見、ご質問がございませんかいね。

無いようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号38の両三柳について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号38の両三柳について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、申請地について共有地の持ち分2分の1の贈与を受けて、譲受人が農地を取得するものです。既に、譲受人さん、持ち分2分の1を持っておりますので、許可後は単独所有になります。なお、両者は祖母と孫の関係です。取得後の経営面積は92アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたのでご審議お願いします。

議長（高西会長）

地元推進委員さん報告をお願いします。

山中推進委員

この3条については、推進委員が説明します。本件は、親族から贈与で所有権移転を行うものです。高齢になりまして、今後もう少しづつ贈与を行いたいというふうに向っております。今年3月に2分の1の贈与を受けておりまして、今回は残りの持ち分2分の1の手続きを行おうとするものです。現地を見ましたらきちんと野菜が作ってありました。許可要件については、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（高西会長）

地元農業委員さん、何か補足することありますか。

大縄農業委員

特にありません。

議長（高西会長）

説明ありましたが、ご意見、ご質問がございませんかいね。

吉澤農業委員

ちょっと、いいですか。

どうでもいいことなんですけど、従業者7名と書いてありますが家族ですか。

大縄農業委員

家族です。

山中推進委員

ここは、かなり大きな農家ですので、昔はたばこを耕作されていました。田んぼも畑も結構あると思いますよ。

吉澤農業委員

7名もおってうらやましいですな。

事務局（高田主幹）

7名ということで、本人、奥様と義理の母、実父母、叔父夫婦とまあ一族でやられているということで。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

無いようですので採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号39と40の東福原4丁目は関連ですので一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号39と40の東福原について説明します。詳細は議案のとおりです。10月総会によりまして、番号40の東福原4丁目502-2の農地につきましては、売買による許可を受けておりましたが、以前の許可を取り下げられまして、改めてお互いの農地を交換するものがあります。交換後の経営面積は〇〇さんが82アール、〇〇さんが46アールとなり、変更はございません。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたのでご審議をお願いします。

議長（高西会長）

地元委員さんをお願いします。

大太農業委員

〇〇さんの所も〇〇さんの所も秋の稲刈りは私がしているもので、これからもするような予定になっていますので、特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、何かご意見、ご質問ありませんかいね。

吉澤農業委員

いいですか。

さっき、ちらっと事務局、何か取り下げてまた新たに出たということか。前回出たやつが、1回審議してその後取り下げてもう1回出たと。

事務局（高田主幹）

そうなります。

吉澤農業委員

そういう審議した後に取り下げということことは、ちょこちょこあるんですか。

事務局（高田主幹）

3条の案件では今年初めてです。

吉澤農業委員

そういう場合は、特に説明はないんですか。この場で審議していますが。それが変わったという事だが。

議長（高西会長）

宅和君、それはどんな。

事務局（宅和事務局長補佐）

許可が。

大田推進委員

すいません、推進委員の大田と言います。この40番の審議はですね、売買ということで10月に1回審議して頂いて、許可を頂いております。まあ、これが税金とか色々な問題がありまして、売買でなくて土地を交換するっていう申請になりまして、交換も同じ822平方メートルの土地の交換ということで今回申請があったものです。

吉澤農業委員

それは色々あるからいいと思うんですけども。ただ、事務局的な手続きとしてな、1回終わったものが、ここに我々が知らんところで結果が変わったことになるわけですね。今回改めて出ていますので、まあいいのかもわからんけども。そういった事は、前回と変わりました

よってという報告はあるんですか。

事務局（宅和事務局長補佐）

すみません。今後はきちっと報告するようにいたしますので、今回はすみませんでした。

議長（高西会長）

あのお、ちょっと聞いてみますけども、許可してから、例えば1年間いけんとか案件によってはあるが、そういうところは規制はないの。

事務局（宅和事務局長補佐）

この度は、許可を受けたのですが、名義変更までは至ってないものでございまして、名義変更するまでに、税金の関係で不利になるということで、思い直して、取り下げして交換ということで出し直したということでございます。

議長（高西会長）

登記してしまっただけからはどうなりますか。

事務局（宅和事務局長補佐）

登記後でもできます。

議長（高西会長）

できるだろうけど、農地買えば、1年間は耕作してとか、農地買ったけど他のものに転用するとか、あるいは転用したけど税金が高くて、また農地に戻りたいというときには、1年間ってというのが付いてまわる。その辺はどうですか。

事務局（宅和事務局長補佐）

この度は3条での売買を取り下げており、最初の許可は最終目的までには達していませんので、1年間の縛りは無いと考えます。

遠藤農業委員

吉澤さんが言われたのは、要するに農業委員会が審議をして許可を出したものが反故になって、別の案件になって出て来るのは説明が無いと何かおかしいじゃないかという事じゃないかと思いますけど。

田邊推進委員

この場に報告してほしいという事だね、変更があったら。

議長（高西会長）

皆がいるところで言おうかと思っていましたが、そういう場合は、高田君はまだ日が浅いけん、わからなかったかと思ういますが。それからもう一つは、宅和君でも長谷川君でもおるけど、それに気が付かなかったものです。気が付いていれば、きちんとしとかないけんてって事があったと思うけども。こういう具合になったと思うですけど。局長、この辺はよく事務局でよく理解して、フォローしあうようにして、委員さんに良くわかるように説明してください。

事務局（池口事務局長）

はい、研究させてください、すみませんでした。

議長（高西会長）

それで、いいですかいね。

田口推進委員

ちょっと、教えてください。売買と交換は違うじゃないかと、交換と言うことは作らないけんし、売買は作らんでもいいし。

議長（高西会長）

いや、農地で売買は一緒ですわ。

田口推進委員

農地で売買はその農地を作らないけんがその人は。

議長（高西会長）

3条だけん作ります。5条に転用ではないので。

田口推進委員

売買いう事は譲受人の土地になるでしょう。

議長（高西会長）

事務局、よくわかるように説明してください。

田口推進委員

交換だったら作らないけませんよ。

議長（高西会長）

事務局。

事務局（宅和事務局長補佐）

3条で売って手放してしまえば、そこは自分にもものではないので、耕作する必要はないですが、一旦取り下げて、元の状態に戻して、そ

れからまた、お互い交換ということですから、交換したところを耕作すればいいということです。

田口推進委員

だけん、何の意味があったの。

角農業委員

たまたま、米川土地改良区の関係なもので、〇〇さんが来られて、変更にしたからお互いに名義を変更してほしいと、こう来られましたので。まあ、事務局もキャンセルされたらその事を言ってもらわんとまたいけんと思いますので。結論で言えば、税金対策のようです。どっち道、お互いの土地をもらうという話ですけど。

議長（高西会長）

わかりましたかいね。

田口推進委員

はい、わかりました。

議長（高西会長）

事務局、今後はね、きちんと説明して。それでいいですかいね。

無いようでしたら、採決をしたいと思います。先ず番号39について、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に番号40について、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に番号41の二本木について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号41の二本木について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の希望により、売買で譲受人さんが農地を取得するものです。譲受人さん、隣地で耕作しておりまして、取得することにより、より一体的な効率的な耕作が可能となることが見込まれます。取得後の経営面積は164アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたのでご審議お願いします。

議長（高西会長）

地元委員さん説明を。

森中農業委員

41番について説明します。私と地元の仲本委員さんと二人で現地を調査しました。譲受人は、議案のとおり東京に在住しておりまして、これまでも管理について、知り合いである譲受人に相談していたということです。譲受人は、葉タバコに取り組んでおられる農家です。取得後は近隣の自分の農地と同様、ニンジン、かんしょを作付する予定です。以上です。

議長（高西会長）

推進委員さん何か。

仲本推進委員

特に問題ないと思います。

議長（高西会長）

事務局に聞いてみるけどねえ、これは、場所はどの辺になるか。

事務局（高田主幹）

場所は、佐陀と二本木の丁度境目で昔、〇〇があったところで、431の〇〇を過ぎて佐陀と二本木の丁度境目の辺りです。

議長（高西会長）

〇〇何とかという〇〇がありますが。あれの東側か。

事務局（高田主幹）

はい、あれよりちょっと東側です。

議長（高西会長）

わかりました。他にありませんかいね。

431の縁ですので、まあ売買価格はこの位です。遠藤さんの言われた農地は、農振除外なんて考えられない。ここは農振が入ってないので。

質問、ご意見ありませんかいね。

無いようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、6ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、番号70の安倍について審議します。地元委員さんから報告をお願いします。

大縄農業委員

70番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は安倍の畑で、面積は160.60平方メートルです。申請人は、この近くで工事をしており、工事車両の駐車スペースが不足しているので、申請地を一時転用しようとするものです。土地改良区の同意、隣接

耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、水道管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に二つの医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

説明が終わりましたが、意見、ご質問ありませんかいね。

無いようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号71の東八幡について説明をお願いします。

森中農業委員

71番の議案について説明します。申請者は議案のとおりで、申請地は東八幡の田、面積は1,401平方メートルです。申請者は売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設を計画されたものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、農事実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接する区域内の農地で、その規模が10ヘクタール未満であることから、第2種農地に該当すると思われます。審議をよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、何かご意見、ご質問がございませんか。

あの、森中委員さんにちょっと聞いてみますが、この地区は基盤整備がされてなくて、農振にも入ってないと思いますが、私のところに、メガソーラーができて、この水田を耕作しようと思うけども水が来ないと。要するに、あて越しで水を取っておられたじゃないかなと思って、それは地元委員さんに先ず話をしてくださいって話しましたが、その辺はどうですか。

森中農業委員

その問題については、既に自治会の方でもまた、農事実行組合でも協議され、そういうことは関係ないということで、農事実行組合長の同意が出ておると、水関係については、あて越しとかというような地域でないということを確認しております。

議長（高西会長）

はい、わかりました。また、それを言われましたらそのことを言うておきます。農業委員さんに相談されるかもわかりませんので、そのときはよろしくお願ひします。

田邊推進委員

あの、ここはね、補足ですけど、森中委員が言われましたけども太陽光がすごく来てましてね、地元としても問題にせんといけんじやないかということで、自治会長等とも話をしておりますして、来るときには私、土地改良区にも同意を求めてきますので、必ず自治会長と実行組合長に相談して、それを許可したうえでない、我々も許可せんからという事を我々も念押ししておりますので、地元として同意したものしか上がって来ていません。

議長（高西会長）

わかりました。もしも、また言われましたらそんな具合に言うておきます。他に。

田中農業委員

勉強不足なのですが、あて越しって何ですか。

議長（高西会長）

田んぼに水を取るときに、よその田んぼから直接自分の所にね。基盤整備されておれば、用水も排水も道路も利用できるですけども、基盤整備して無い所はですねえ、高い所から低い方に。

田中農業委員

はい、わかりました。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

無いようですので採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号72の両三柳について地元委員さんから。

大縄農業委員

〇〇というビジネスホテルさんが、すぐ近くの申請地を買うということです。両三柳の田で面積は1,593平方メートルです。今の駐車場が大型の出入りが不便で、近くの住民の迷惑になっています。さらに、繁忙期には大型のスペースが不足しているため、角地で出入りが楽な申請地に駐車場の整備を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は500メートル以内に三本松の駅があるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

無いようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号73、お願ひします。

大縄農業委員

番号73番、申請者は議案のとおりです。申請地は河崎の畑で面積は1,610平方メートルです。申請人はテレビ放送関係の業務をしておりますが、放送業務の都合上、駐車場は常に業者等の車により満車に近い状態ですので、この度、申請地を駐車場に整備しようと計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接している区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われれます。転用については、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

吉澤農業委員

ここには、隣接耕作者というのはいないんですか。

事務局（山本主幹）

案内図には農地になっていますけども、現実には〇〇さんの駐車場になっています。ですので、隣接農地はありません。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

無いようですので、採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に番号74の河崎について説明お願ひします。

山中推進委員

74番について説明します。申請地は河崎の畑で面積は195平方メートルです。申請人は家族3人で生活していますが、子どもの成長

とともに自分たちの家を持ちたいと、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は水道管、下水管が埋設された道路の沿道で、500メートル以内に二つ以上の医療施設等があるので、第3種農地に該当すると思われます。開発許可についても見込みがあると確認しております。転用については問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、何かご意見、ご質問ありませんかいね。

無いようですので採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に番号75の大崎について審議します。

矢倉農業委員

75番の議案について説明します。申請地は議案のとおりです。申請地は大崎の畑で面積は395平方メートルです。申請者は、勤務の関係で妻の実家に近い申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため2種農地と思われます。開発許可の見込みもあることを確認しております。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので、採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に番号76。

事務局（宅和事務局長補佐）

76は取り下げが出ておりますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ああ。

次に、番号76は取り下げになったそうですので、番号77の説明をお願いします。

伊塚農業委員

77番の八幡について説明します。今日最初に見ていただいた所でございますが、申請者は議案のとおりです。申請地は八幡の田で面積は2,935平方メートルです。申請人は道路の維持管理業、機械のリース業などを営んでいます。冬の時期に除雪業務をしており、除雪関係車両の駐車場が不足しておるため、申請地に駐車場の整備を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため2種農地と思われます。開発許可の見込みもあることを確認しております。転用について問題ないと思われまますのでご審議をお願いします。

議長（高西会長）

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に、番号78の淀江町西原について説明をお願いします。

池口推進委員

78番の議案について説明します。申請者は議案のとおりで、申請地は淀江町西原の畑で、面積は436平方メートルです。申請者は淀

江町佐陀でアパート住まいをしておりますが、老後の事を考えて自己住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認済みです。土地改良区については、この場所については該当ありません。申請地は近隣が住宅化されており、上下水道管理設道路の沿道で500メートル以内に医療施設が複数ある農地で第3種農地に該当すると思われます。開発許可については、淀江は非線引き都市計画区域ですので開発許可は不要の見込みです。転用については問題ないと思われますので審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

他、何かありませんか。

無いようですので、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に番号79の今在家・赤井手について審議します。地元委員さんから。

森中農業委員

79番の議案について説明します。今在家から巖、赤井手が春日、耕作者が大高の人が多いたことがありましたので、巖については仲本委員さん、春日については田邊委員さん、耕作者の関係では農業委員の中本委員さんと協議を別々でしたけど協議をさせていただきましたので、その件について説明をいたしたいと思ひます。

本件は29年9月の総会で農振除外の案件として、審議いただいた案件であります。申請者は議案のとおりで、申請地は今在家、赤井手の田で、面積は37,483平方メートルです。申出人である米子市が、企業誘致を進める上で考えているのは、広い土地で魅力的かつ条件の整った産業用地として、であります。米子市進出を検討している企業のニーズに合った、新たな工業用地の整備を計画されたものです。排水につきましては、農業用水に放流せず、流通団地内の排水路に接続する計画ですが、既存の水路を一部付け替えるため、水利組合の同意を確認しましたし、さらに箕蚊屋土地改良区の同意も確認したところであります。申請地は、300メートル以内にインターチェンジの施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。後は、手法なり方法については、米子市の担当課が来ていますので、質疑の中で質問があればそちらの方に聞いていただいて、審議をよろしくお願ひします。以上です。

議長（高西会長）

その前にですね、この前、委員さんも言われましたが、9月の総会の時に農振除外の件で、審議されてですね、一応そこでは通りましたが説明不足で、戦略課の方もコンサルさんも来てもらいましたが、開発許可が下りてから詳細なことは言うもったいものですから、その時の委員さんも限られた人だったですけども質問されてですね、今日、事前に局長にですね、戦略課でよく聞いて、そうして説明しておくように、そうすれば委員さんも色々また質問しやすいし、意見も言いやすいだろうと思ひまして、あの、局長にさせてですねえ、お手元に資料が配布してあると思ひますけど、事務局長、ひとつ。

事務局（池口事務局長）

議長。失礼します。お手元にですねえ、後からの資料ですので資料3として置かせていただいております。工業団地造成事業に係る高西会長からの質問事項ということで、事前にお聞きした項目をですねえ、農振法、農業振興地域整備計画とそれから工業団地造成と二つに分けて回答を頂いております。農振法の関係は農林課の方から提出いただいております。

先ず、平成29年9月11日の農業委員会総会で工業団地の農振除外を審議したが、今回2か月足らずで農地転用申請になっているということについて、農振除外は通常6か月程度要すると聞いているが、早く許可が下りた経過と理由について説明してくださいということでございました。回答はですね、本件につきましては、農振法の除外申請はですねえ、本年の8月1日に申請をして、10月12日から11月13日までが縦覧期間、11月14日から11月28日までが異議申し立て期間ということで、県の承認を得て、12月4日に農業振興地域整備計画の変更告示を行ったと伺いました。除外の手続きにつきましてはですね、そこに書いてありますように、標準の手続きはですねえ、縦覧後の異議申し立てが無い場合にはですねえ、スムーズに行った場合は、あの4か月から6か月位を想定しているとの回答でございます。これはですねえ、申請の受付後の農業委員会の意見照会とか事前協議が遅滞なく行われれば、今回のように早く手続きが完了するのでございますが、異議申し立て等が行われますとですねえ、その処理に4か月程度要するというのでまあ、8か月から10か月位の時間を要する場合もあるというふうにご回答がございました。

次、(2)でございますが、民間の農振除外が6か月から1年、ものによっては2年位掛かるという話を巷では言われているというふうにご聞かれまして、民間の方は長くなっているんじゃないかという疑念があるということでございましたが、担当課に問い合わせましたら、民間、公共で処理期間に違いはないという回答でした。ただですねえ、ご承知の通り、農業振興地域整備計画の変更手続き、これに入って

しまいますと、新たな申請は受け付けることができないということがございますので、申請のタイミングが悪かったらですね、まあ、許可まで8か月程度、場合によってはもう少し掛かるということが生じるということをご了解くださいということです。

それから、(3)でございますが、これは、私どもにも大きく影響されることでございますが、農業振興地域整備計画は5年に一度見直すような仕組みになっています。最近見直しがなされていない理由は何かという質問でございますが、前回の見直しはですね、平成26年度でございます、次回は平成31年度になるということでございます。平成26年度はですね、農業委員会の方が、まああの非農地判定した土地約10ヘクタール位を農振除外したということで、農振農用地から外したという計画でございます、これにつきましては次31年度に見直しになりますので、来年の平成30年度には見直しの準備に入りたいということでございますので、また、皆さんにご協力いただきたいということございました。

それから(4)でございます。農振除外にはですね、農振法13条第2項各号要件をすべて満たす必要があると前回説明があったようでございますが、各号というのは5つ項目がございます。

第1号はですね、農用区域内に代替可能な土地が無いことが一つの要件になっています。これにつきましては、その場所でなければ実行不可能であることとかですね、実際の開発計画があって、事業の緊急性、過大な面積計画でないこと、農地転用や建築基準など関係法令の許認可の可能性があり、農用地以外の農地では事業ができないことが求められているということが第1号になります。

第2号はですね、当該除外の結果、小さい区画のほ場が残ったりですね、農用地の集団化や農作業の効率性が悪くなったり、その他総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないということが、ひとつの要件になっております。

第3号はですね、当該区域内で農業経営をされている農業者の農地集積による経営安定化に支障を及ぼす恐れがないと認められること。

第4号につきましては、区域内にある農業用施設、例えば農業用水路等の機能に支障を及ぼす恐れがないと認められることが一つの要件になっています。

最後の第5号につきましては、ほ場整備、農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年から起算して8年が経過した土地であることが一つの要件になっております。今回の事案は各号に該当しなかったということでの説明を受けております。

続いて、2の工業団地の場所選定理由についてでございますが、(1)として、今回、今在家、赤井手に工業団地を決定した理由は何かということでございますが、各部所で構成する庁内組織ということで検討を行った結果ですね、交通の利便性が高く、企業のニーズに合致し、電気、給排水等のインフラの整備に過大な投資がかからず、適当な面積が確保できるという点で本候補地を第一候補にすることになっ

たという説明でありました。

(2) といたしまして、13か所の候補地から選定したということでしたが、13か所を選定した組織やメンバーはどうなっているか、先ほど言いましたように、平成27年7月に新たな工業用地の確保に係る調査、研究を目的とした庁内組織として、経済部とか建設部の方からですね、担当者を選んで組織された工業用地確保に係る調査研究に係る庁内検討会を設置して、平成28年の5月まで5回の検討会を重ねて選定を行ったというものでございました。

続いて一番下の(3)でございますが、13か所の候補地は部外秘ということで前回報告がありましたが、農業委員会で説明できない理由は何かということでございます。これにつきましては、別の候補地、今回の候補地以外につきましては、将来的な開発計画に関連する可能性もあり、一般公表、また議会の方にも説明しないということで、部外秘ということでご理解いただきたいという説明でございました。

次、(4)でございます。今回の工業団地内の地権者の中に反対がなかったと聞いているが、代替地を希望された方、あっせんをした人があれば、それは何人で面積はどれ位だったかというご質問でございましたが、これにつきましては、結果的に代替地を提供だとかあっせんを希望された地権者はおられなかったという報告でございます。

(5)でございます。農地転用をする場合、排水問題が一番大事なことということで、会長が言っておられますが、雨水と会社の下水、業種によっては下水に流せないものもあるということだがその対応はどうするのかということでございます。回答としては、事業所排水は各事業所で法定基準値以下に浄化した状態で雨水と併せて専用排水路に流し、流通業務団地の洪水調整池を経由し、佐陀川に放流するという計画だそうです。

(6)として、雨水は、佐陀川に流すということだが、排水路の長さ、構造はどうなっているかですが、これは雨水は事業所排水と併せて流通業務団地内の既存の排水路を経由し、洪水調整池を経て佐陀川に流すということでございます。延長は、佐陀川までの約2キロでございます。構造は、現場内の水路、幅140センチ、高さ170センチということで、ボックスカルバートという幅130センチ、高さ130センチで構成されてるということです。

(7)といたしまして、この工業団地を13か所の候補地から今在家、赤井手に決定した経緯と最終的に誰が決定したのかということでございます。経過は、先程の内部検討会ということでございますが、最終的な決定は市長ということになるかと思えます。

(8)ということで、この分には関係ないですが、前回、市長が米子市の基幹産業は、農業と工業であるという説明をしているということで説明を求められました。これについては、農業・工業・商業とも米子市の重要な産業であり、本市の持続的発展のためには、これらの

産業をバランス良く発展させることが重要であるということでした。特に、農業、製造業は外貨獲得の重要な産業であると考えているという回答でございました。以上でございます。

議長（高西会長）

何か、ご意見、ご質問等ございませんか。

田中農業委員

いいでしょうか。

1番の（2）の民間の農振除外は1年、ものによっては2年掛かるとの回答ですが、農振計画の変更手続き中は新たな申請を受け付けることができませんと。ここを説明して欲しいです。

議長（高西会長）

農林課。

農林課（富澤係長）

新たな申請を受け付けることができないというところのこれは、手続きの中に農振の除外のために4か月から6か月の審査期間が入っています。この期間中は、新しい案件としての受付ができませんよという手続きになります。ただ、申請書の受付は出来ないんですけど、次の6か月後の申請受付に目がけての相談案件としては、相談を受けております。

田中農業委員

全く受け付けないというので。

農林課（富澤係長）

申請書の提出としては、期間が過ぎるまで待ってくださいと。ただ、その間は手続きをするための申請書の中身については、随時ご相談を受け付けています。

田中農業委員

(4) の農振除外には云々あって、満たしておれば出せるの。

農林課(富澤係長)

申請書としては受け付けません。だから、6か月間の審査期間の間に1から5の要件が整うように、書類を揃えてもらったりとかってことで協議をさせてもらっています。その間に条件をクリアするように。建築の関係であったら、建築確認が取れるかどうかっていうような下話や事前協議をずっと進めてもらっています。

田中農業委員

わかりました。

議長(高西会長)

田中委員さんの質問に関連するけどね、ほとんどの民間の人は時間がかかっていけんと言われます。2年近くかかってとか。今の説明を聞いておれば、きちんとそういう申請をされるときに、経過をきちんと説明されないから、間違っただけで、時間がかかっていけんからって言われると思います。そういうことを窓口で申請されたら、今こういう案件が出て審査中ですので時間がかかると、大体いつ頃の予定で済むの事を、明確に言わずに言うので、いや、今はいけません、みたいなことだから、先程も出たような、皆さんがそう思われるのです。ですので、窓口ではそういうことをわかり易く説明して、こういうことで時間が掛かりますと、今、告示案件が出ていて、とききちんと説明される必要があると思います。それが無いので、出来ん出来んということが出て来ると思うですわ。まあ、機会があれば、経済部長や市長にですね、その辺のことは、職員によく上からものを言うのではなくして、市民にあるいは農家の人に寄り添ったような気持ちでやっていただきますようお願いしますが、その辺をご理解頂いて、時間がかかっても、申請された人がそういうことなら仕方無いな、というこ

とを理解されるようお願いしたいと思います。

田邊推進委員

この物件は、私どもの土地改良区の中にありまして、やっぱり、農家の人に一番影響があるのは排水や用水でして、地権者と米子市に4、5回集まってもらって、農業者の要望も全部出しました。基本的に、この下には農家をされている方がおられますので、その方に影響がないようにということで、水路も全部付け替えしてもらうように要望しておりまして、農業的には、工業団地から出て来る水は一切流れてこない形で対応を取っています。水路も全部ここをバイパスしまして、手前から他の水路に流しまして、下流に持って行くように水路を全部付け替えしてもらうように話をしております。最終的には、地権者も下流の方もこれなら問題ないだろうということで、土地改良区として最終的に判断をして、同意をしておりますので報告だけしておきます。

議長（高西会長）

農業委員さんも推進委員さんも一緒ですけど、我々は優良農地を守ることが大前提だと思います。それを委員さんもよくご理解の上、しとられると思いますが、その辺を忘れちゃいけないあとっております。それで、戦略課にも何回か言ったのですが、この中で2項の（3）の所で農業委員会に説明できないということですが、部外秘ということって言われんということなのですね。一般の市民や農家の人があることを聞いたなら、部外秘ということもあるかも知れませんが、農業委員会、推進委員はですね、そんな安っぽいものじゃないって思っています。局長にそんなことは、農業委員を軽く見ていると違いますかって言ったら、局長が言うには、会長、聞かんようにしてくださいって言うわけです。部外秘になっていると、それを言うと職員が懲戒免職になると、そんなばかな事がって言ったのです。それから局長には言いませんでしたけど。戦略課長、その辺はどうですか。

高橋経済部次長

公務員としても守秘義務というのがあります。その中で、今回の案件は農業委員さん云々ではなく、これが外に漏れますと色々な影響がありますので、そういう取り扱いにしています。

議長（高西会長）

農業委員というのは、どんな具合に捉えておるわけですか。

高橋経済部次長

基本的には、市長部局の外にいらっしゃる、独立した組織だと認識しております。今回は、市長部局の中で検討していることですので、市長部局から外に出すことはしてないと皆さんにお願いしているところです。ですから、市議員さんにもこの情報は出していません。

議長（高西会長）

市議員はどうかわからんけども、それを農業委員会にその事を話せば、農業委員が外部に漏らすという具合に理解しているわけですか。

高橋経済部次長

そうではないですけども。

議長（高西会長）

まあ、15日に県農業会議の常設審議会があつて現場調査ありますけど、その時に相談してみようかと思っています。わたしは、農業委員はそんな安っぽいものじゃないと思っていますが。職務で知り得たことを外部に漏らすのは罰則がありますわな。

高橋経済部次長

そのところを、私たちは市長部局とそれ以外という解釈しております。

議長（高西会長）

まあ、わかりました。

高西推進委員

それに関していいですか。

全く同じところでびっくりしたところ、一般公表を行っていないためとなっておりますが、農地転用をして工業用地にするためのプロセス、これに欠くことにできない重要な機関であると思います農業委員会は。それが一般公表という文言で括られる対象なのかなあと、びっくりやらちょっと聞いてみたいあれですが。

高橋経済部次長

一般公表という言い方はちょっとそぐわない感じもします。

高西推進委員

そぐわないですねえ。

高橋経済部次長

申し訳ないですが、これは市長部局以外ということでご理解下さい。

高西推進委員

とするならば、転用に重要な機関である農業委員会が他の候補地を聞かれても言えないということは、ちょっと回答として迫力ないのですが。何か他にも理由があるのですか。

高橋経済部次長

一つは、今出来るか出来ないかわからないところを何か所も示す方がいいのかどうかということを私どもは思っております。皆様にここが候補地だということが伝わったときに、過度な期待をされましても、実際は企業さんの動向、地権者さんの意向等加味して判断しますので、ご理解頂きたいと思います。

高西推進委員

企業さんの要望ということは、進出してくる企業さんはもう決まっているのですか。

高橋経済部次長

決まってないです。企業さんで欲しいというところは何か所かあります。そういう中で、開発できるかどうかなど色々な判断をして決めた所が今回の場所です。それ以外の所もあるんですけど、それは開発する前になれば、また相談させていただきたいんですけど、今の段階で、ここは絶対出来るというわけではないので、言いにくいです。

公本農業委員

いいですか。

先々月だったと思うんですけど、淀江の推進委員さんが、こんないい田んぼにどうして工業用地を作らんといけんかという質問が出ていましたが、農林課の職員さんにお尋ねいたします。我々、委員は農業の振興ということで、ここに席を置いているわけです。農林課の職員さんは、農地に工業団地を造ると聞いた時に、農業の発展になると思われたですか。地図を見ると、大まかな概算でいくと、工事金が7億から8億かかると思います。森中さんどうですか。土地代金が4億5千万円、合計12億から13億、期間が3年3月まで。よく考えたら農業分野に10億投資してもらって、後5、6年先にじっくり工業団地作らんですか、と思われませんでしたか。もっとましだと思います。私が農林課の職員であったとしたら、10億あったら弓浜地区に投資してみろ、農業が活性化するぞ、というよう覚悟しておりますけど、あんまり感じなかったですか。

農林課（富澤係長）

はい、農業振興地域の除外の手続きについては、先程説明がありましたように、除外に値する要件というのが定められております。その要件の中に合致する申請が行われた場合には、手続きを進めるのが市の業務であると思っております。この区域は優良農地というのがありますが、法的手続きの中では、農業委員会さんの方で3種農地に値するということで、農地転用の見込みがあると判断されている場所ですので、農林課では、農業振興地域の除外の申請に基づいて、除外の手続きを進めたものです。

公本農業委員

何かないですか。こんだけの農地に工業団地を造るなんて、農業が衰退するのは見えているんです。

議長（高西会長）

あの、新しい農業委員会法が出来てですねえ、今までは選挙で何でしたけど、あの、まあ法律が去年の6月から何で、今までは誤解もあるでしょうけど、あの、何もかにも転用して農地を、いい農地をまあ潰すといいますかねえ、そういう声があつてですねえ、それで農業委員会法が変わって、今度は農業を実際にされる、米子市の場合でしたら19人いますけども、認定農業者の人が例えば5名以上とか、全く農業に関係の無い中立の方が今、木村さんや小西委員さんがいらっしゃいますけども、そういう人を入れてですねえ、したにもかかわらず、米子で一番まあ、優良農地なのですがここは。朝から日があたって夕方までして、そうして高低差の無い、住宅も比較的あの近くに無いっていうやな。そこをこういうことで、どうっていうか、農業委員として、まあ腑に落ちるところもあるわけですが、まあ、反対という意味ではないですけども他になかったのかなあと、そういう場所の中で13か所があつて、その中から選んだって言うてもですねえ、明確な何がありません。それで、こうこうこんな具合でここにしたいというのがあればいいですけども、農家の人から、何であんないい所をてって言われたときにですね、あの今、戦略課や農林課が言っておられるような事をですねえ、農家の人に言ってもですね、理解せんと思うですがなあ。まあ、そこでですねえ、中立委員さんで小西委員さんと木村委員さんにお考えがあつたら、お聞かせ願つたらなあと思いますけどもいかがでしょうか。

公本農業委員

あの、もっと根本に、私個人的な考えですけど、1か月間位前に米子市の一般会計予算案で約600億円、予算が概算で発表されました。市長は、農業は米子市の基幹産業ですということを盛んに選挙の時に言った。蓋を開けてみたら、農業予算は何ぼだと思いませんか。何パーセントだと。私の掛け算、割り算が間違っていなければ、全体の約1.3パーセントから1.4パーセントです。これで農業が基幹産業だと市長が言ってるんですけど、それで農業に携わっている人間たちが何で黙っているか不思議でしょうがない。また、それに携わっている行政の方たちもあるいはJAさんの方々、何で黙っているの。ということで、私に立場があればそれなりのことを直談判するんだけども、1.4パーセントですよ、全体予算について。皆さんどう思われますか。こんな市長なんかいらん。私は任命されたんですけど、どうやっ

て辞退したらいいかなあと、最近考えるようになったです。そういうねえ、そういうことが今の伊木市長でなくても、野坂さんの時代から、森田さんの時代からずっとあるから、農業が衰退していると思うんです。そこへもってきて大幅に変えますよ、変えますよ、農業委員会の法律を変えますよ、農地法も変えますよとJAも大幅に変えますよなんて、国、地方自治体が一緒になって。いざ蓋を開けてみたらほとんど変わっていない。何とか高西さん頑張ってやってくださいよ、期待しています。

議長（高西会長）

わたしは、色々なところですねえ、あの、この前も農林省の鳥取の会があつてねえ。こんな性格なので、はっきりものを言いますが、農林局も局長が言っていました、2年前にも高西さんには叱られて、また今回も叱られてって言いましたが。それはですねえ、現場を知らんものですねえ、こう物を言ったって、もうちょっとねえ、柔軟に対応できるような何を考えてもらって、上からものを言うようなことではなくして。まあ機会を捉えてまあ言っておるわけですが。

公本農業委員

頑張って。期待しています。

議長（高西会長）

それから、あのさっきも言いましたが、木村委員さんと小西委員さんにお聞きしてみたいと思うんですけども。

森中農業委員

ちょっと、ちょっと。

議長（高西会長）

今、人が話しているところに・・・

森中農業委員

議長、議長。いやいや、ちょっと。動議です、動議。

議長（高西会長）

人の話をさえぎったらいけません。

（議長が再三制止するも聞かず）

森中農業委員

動議、動議です。

あのねえ、今私が説明した内容で、農振除外をする時に協議をして、この総会の場であそこを決定して、我々は了解したわけですよええ。それに基づいて今日の案件として、5条が出てきたと。その5条をどうするかということをおねえ、ちょっと先に相談してもらいたいです。

中本会長職務代理

今、私も公本委員が言われたようなことにつきまして、たまたま、森中委員さんが先程言われましたように、田邊委員さんもおられますけど箕蚊屋土地改良区のみでありますし。たまたま、私も農業委員をしている立場でありながら、ここの地権者が大高地区であったわけですし、そういった経過につきましては、農振除外のところから、私も公本さんが言われるように、農業第一主義でございますし、今言ったように、農業を守らないといけないという立場でございます、そこは同じ考え方です。そういう中で戦略課の方がたまたまお話しがあった中で、地元の組合員さん、大高地区の者として、こういうことで農業を守らなければならないけれども、こういった構想的なもので米子市の工業、商業、色んな格好で地域の発展のために、こういった考え方を持っているけれどもどうなんだろうというのを個人的に農家の方とも話した経過があります。それと、農業を守っていかなければならないけれども、やはりそういった事も大事だ。では何故ここに持って来てもらうんだということが出たわけです。それを、こういった格好で近くにインターがあることがかなり重要な要素であり、物事が短期間で進められると。今困っているのは、こういった格好で今の所が満杯になったと。じゃあ、そのまま放っておいて、農業も大事ですが農業も5年も10年もするなかに、今度そういった工業が来るのを待つのかということ、中々そっちもってことになってくるんじゃないかということをお踏まえまして、あの周りの組合員さんと話した経過が、やはりそれなら伯備線も通っておりますので、縦貫も通っており

ますという関係でちょっと、優良農地でありながらこういったところもあるなあと、というような事も踏まえまして、それで、全体的にそういった話を地区の人とも話合いました。理事長さんもたまたまおられるもので、理事長さんにも先程言ってもらいましたが、水路はどうだろうかこうだろうか、農業するときに支障は出ることはないだろうか、というやな格好で色々お骨折りいただきました。そういった格好で、本来なら農振除外の時にこういった話も出すべきだったのですが、まあ、会長さんが言われますように今後、正式に決まったものを付けて審議すればいいという恰好があったものでございまして、まあ、その時は控えておりましたけども、最終的にはこういった格好で、地域の人も、農業も大事ですけども今、地元に必要なのは何なのかという恰好で結論を出した経過もありますので、すごく農業も大事だし、発展もしていかないとはいけませんし、特に箕蚊屋平野でございます、あの辺は。一番いいとこでありますので、そういった事を踏まえて、片一方はやっぱり米子市のそういった面もあり、結論は任せたと、そういった農業者もいますので、ひとつご理解していただきたいなと思います。

議長（高西会長）

あの9月11日にね、この問題を審議した時は、あの農振除外が何したけんって、今、森中委員さんが言われたけど、その時はですねえ、色々な事を聞いても戦略課が開発してから、あのコンサルさんもそう言うておられたけども、それから作るだとかそう言われたけど、それなら5条、どうせ開発許可が下りたなら5条で転用申請が出るからその時に色々な詳細については質問する、ということに今日なってます。ですからその辺を森中委員さんが言われたように、除外になっているから後はっていう事ではなく、そういうことを含めてですね、やっぱりきちんと意見やご質問なりお聞きしたいと思っているわけですけど。そこで、さっき言いました木村さんと小西さんに中立の立場からどんな具合に考えられるのか、一番あなた方のご意見、それからさっきのあの認定農業者が言われましたけども。

小西農業委員

あの、小西ですけど。先ず、現場は見まして、立派な農地であることは間違いがないと思いますけれど、あの商工が進められている、多分進出してくる企業にとってもですね、多分ここが一番魅力的な場所であろうということは理解できます。流通の面とか何とか色々、色々な整備など。で、あの農業の振興、もちろん農業委員としての農地の利用最適化というのはわかるのですが、これは多分ですね、法的にも何て言うのかよくわからないですけど、手続き的にもですね、全く非が無いので書面的にも、だから出てきたもので。農地として良いの

か悪いのかは、農業振興にこれをやればマイナスになるのかどうなのかという事より、ではなくてですね、これは出てきたものが何の非もないよ、法的にも大丈夫よ、地権者の方も売るよ、と言ってらっしゃるのですね。農業委員がそれはちょっと農業の振興と違うじゃないかと言って、意見をするのはですね、ちょっと違うのかなと。それと、色々議論があった中ですね、他の13か所を出せとおっしゃると、それ私個人的には全く知りたくないです。あの市がおっしゃることが間違いないだろうと。これを知ったからじゃあ、その中でここが一番いいところだからって我々が判断するような立場にはないと思っております。ということで、この申請転用理由のこの書面に基づいて、賛否を今言えばいいのかなあというふうに、単純にそう思っております。以上です。

木村農業委員

よろしいですか。私もほぼ同じ意見なのですが、一番初めに思ったのが、申請者の方が所有者の方も含め、相続人の方も含め、全員の方の同意が得られて、ここを転用したいのだというふうに考えてらっしゃるところが、私はこれを大切にしたいという面もあると思うのです。確かに、農業の振興と言うことを進めて行くのは農業委員会であると思いますが、市町村どこでもそうですけど、耕作している人がいなくて、草ぼうぼうになっている所もある中で。なので、確かに農業予算というのは削られて少ないということもあるわけですが、全体的な商業、工業、農業に従事している方の割合から考えれば、当然のことかなと私は思ったりします。であれば、工業誘致をして、商工業の発展を図って、そこに人がやって来ると、働けるという状況を作って、人が増えるという中で税収も増える。ひいては農業の方に予算も付くというふうに考えていけば、全体的な福祉と言うことを考えていくべきではないかなというふうに私は思います。なので、色々意見はあるかと思いますが、一朝一夕にこうやって計画を作られたわけではなくて、何度も何度も練り直しながら、調査を重ねながら結果を出していらっしゃると思いますので、私はそれに対して、良くないのじゃないかという意見を出すつもりは全くないというのが私の意見です。

議長（高西会長）

はい、わかりました。他に、ご意見、ご質問はありませんか。

米澤推進委員

いいですか。逆に言えば、ここを狙い撃ちしたような形じゃないですか。ここを決めといて周りを。

高橋経済部次長

その13か所の候補地というのは、その中の一つは、先ず企業さんがどう考えているのかというのが1点、それともう一つ、やっぱり先程から話題になっていますけども、排水が4万平米、ここを造成したときに雨水排水が対応できる地域があるのか、この2点はかなり重要な所でした。でまあ、それプラス既存の工業団地に隣接したところで空いた所がないか、これで色々考えたのですが、やはりどうしても一番の雨水ですね、雨水の排水というのがすごく。米子地域では日野川でも佐陀川でも天井川でして、中々排水する場所が無い。となれば既存の流通業務団地の排水路がしっかりできていますので、そこに調整池を設置して流量を制限すれば十分耐えられるということがございました。もう一つは、インター周辺で、やっぱり企業さんがみて、山陰道があり米子道がございます。境にも一本道で行けると。やっぱり企業さんにとって一番魅力的な場所だと。でなければ他地区との競争に勝てないということを加味して、ここに決めたということです。

米澤推進委員

ちなみに、和田浜工業団地は。

高橋経済部次長

和田浜はもう既に話題になっています、バイオマス。これで埋まってしまうだろうということと、企業さんの意向を聞くと、やっぱり物流が多い所は市街地を通るのを嫌われるのです。で、和田浜何かは境をみたときに有効だなあとと思います。その境港と繋げるつもりでおりましたら、今回バイオマスの話があったので。これで和田浜も埋まりますので、弓浜にもまた何か考えいかないといけないかなと思います。

田口推進委員

議長。私は小西さんと木村さんの意見に大賛成でございます。それぞれの意見、皆様の意見それぞれごもっともだと思いますけど、今日は時間の都合もございますので、これで採決されたらどうですか。いつまで経っても前に進みませんで。

議長（高西会長）

委員さん、どうですかいね。推進委員さんからそんな声がありますが。

遠藤農業委員

今、会長から書面をもって質問が出て、回答が出て、それについて色々質問されておりましたので、この辺で決を採ったらいいと思います。

議長（高西会長）

どうですか、他の委員さん。

森中農業委員

決を採るといのはどういう決を採るの。

遠藤農業委員

決を採るといのは、資料に戻って第5条の転用をどうするかという、今、質疑の中で来とるわけですから、元に戻ってもらったらいじゃないですか。

議長（高西会長）

元に戻るっていうが、今その問題でわからんので、色々、質問なりご意見がありませんかと思って聞いているわけです。案件が案件だけ。もうないってことなら採決してもいいですけど。それで本当は、今日現場2か所見たですけど、この前の9月11日の総会の時に覚えておられると思うんですけど、許可が下りてから詳細図を作って説明すると。今は無いということだったですから、出来たけん5条の申請があつてですねえ、今日現場行くのかなと思ったら現場が無かったものですから余計何してしまして、もうこれで審議はいいけん採決せいということなら、何ですが。

伊塚農業委員

堂々巡りしてもいけませんから、採決してもいいんじゃないかってことですから、いちど取ってみましょう。

議長（高西会長）

まあ、一つですねえ、本当は図面がそこに張ってあってですねえ、あの排水はどんな具合にしてって、まだ疑問点がありますけども、時間、時間って言われますから、これもまた県の常設審議委員会で現地調査する時に、現地をよく詳細図見てですねえ。それでいいですか。

(はいの声あり)

議長（高西会長）

はい、わかりました。そうしますと採決に入りたいと思います。賛成の方、異議の無い方挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。異議なしということで。

木村農業委員

すみません、途中ですけども失礼します。

三島推進委員

議長、私にんじんを出荷しないといけないので、早退させていただきます。

議長（高西会長）

議案第3号について審議します。わたし、ちょっと副市長と用事があるので、あのちょっと退席しますんで次、中本職務代行をお願いしますのでよろしくをお願いします。

議長（中本会長職務代理）

私の方で進めさせていただきます。

続いて、13ページ、議案第3号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、16ページ番号12-1を審議します。関係者の角委員の退席を求めます。

(角委員退席)

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

16ページ番号12-1は、借受人の希望による貸し付けです。番号12-1は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。角委員の着席を求めます。

(角委員着席)

続いて、16ページ番号12-2から17ページ番号12-10までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

16ページ番号12-2から番号12-5は再設定です。17ページ番号12-6から番号12-10は再設定です。以上、番号12-

2から番号12-10は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続いて18ページ、番号12-11について審議します。関係者である田中推進委員さんの退席を願います。

（田中推進委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

18ページ番号12-11は貸付人が高齢化により経営縮小を図るための貸付です。

番号12-11は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。田中推進委員の着席を求めます。

（田中委員着席）

続いて番号12-12から20ページ番号12-18までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

18ページ番号12-12から番号12-15は再設定です。19ページ番号12-16は、借受人の希望による貸付です。番号12-17は再設定です。20ページ番号12-18は再設定です。

以上、番号12-12から番号12-18は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、22ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号12-1から23ページ番号12-7までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。22ページ番号12-1から23ページ番号12-7まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。Aは地権者の意向によるもの、Bは相対の契約から中間管理事業への切替です。番号12-1から番号12-7まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続いて、番号12-8について審議します。関係者である高橋委員の退席を求めます。

(高橋委員退席)

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

23ページ番号12-8は相対の契約から中間管理事業への切替です。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。高橋委員の着席を求めます。

(高橋委員着席)

続いて、番号12-9から32ページ番号12-49までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

23ページ番号12-9から32ページ番号12-49まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。この内23ページ番号12-31以降の19件は、相対で契約しておられた大規模耕作者が亡くなられたため、中間管理機構に出されたものです。合計で53筆、48,876㎡です。

以上、番号12-9から番号12-49まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、34ページ、所有権移転各筆明細について、番号12-1、番号12-3、番号12-4を一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

34ページ番号12-1は田です。所有権を移転する者の希望により売買するものです。取得後の経営面積は348アールとなります。番号12-3は田です。所有権を移転する者の希望により売買するものです。取得後の経営面積は807アールとなります。番号12-4は畑です。所有権を移転する者の希望により売買するものです。取得後の経営面積は93アールとなります。

以上、番号12-1、番号12-3及び番号12-4は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続いて、番号12-2について審議します。この件については、農林課より説明してください。

農林課（指宿主幹）

〇〇の牛舎建設の件について説明します。申請地は下新印の田で、面積は2,893平方メートルです。申請者は、下新印で20頭規模

の牛舎に現在、和牛32頭を飼育しておりますが、県の和牛の増頭計画により、成牛50頭、仔牛25頭程度に増頭する計画です。

現在の牛舎は老朽化してきているうえ、計画頭数を収容するスペースも不足していることや隣接する乾燥場の騒音や粉塵により、牛がストレスにさらされている状態です。このため、民家や乾燥場から離れ、牛のストレスがなく、増頭計画にしたがった牛の導入、飼養ができるよう新たな牛舎建設を計画したものです。施設からの排水は雨水のみで、自然流下で用水路に流します。汚水については、もみ殻等に吸着させ堆肥化する計画であるため、排水しない計画です。箕蚊屋土地改良区の同意書、隣接耕作者の同意書、下新印実行組合の農業用水路に放流に係る同意書および農業用道路通行に係る同意書も提出されています。以上、牛舎の開発計画について問題はないと思われまますので、よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、36ページ、議案第4号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、37ページ番号1から41ページ番号7までを一括審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

37ページ番号1は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。38ページ番号2は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。39ページ番号3から番号6は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。40ページから41ページの番号7は、初めての配分で大山こむぎを栽培される予定です。

番号1から番号6までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

続いて、番号8について審議いたします。関係者の田中農業委員の退席を求めます。

（田中委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

41 ページ番号7の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であり配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。田中委員の着席を求めます。

（田中委員着席）

続きまして、44 ページ、議案第5号をお願いいたします。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段の面積）の設定について下記のとおり提案します。事務局より説明してください。

事務局（宅和事務局長補佐）

議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」ご説明いたします。

農地法第3条における下限面積（別段の面積）の設定について提案します。

農地法3条における下限面積とは、農地の売買等をする場合の許可要件の一つで、許可後の経営農地の面積の下限を定めているものです。

下限面積は、農地法施行規則の設定基準により、自然的、経済的条件から同一と認められる地域を設定区域として、10アール以上の面積であること。また、設定区域内において、下限面積未達の農家数が、設定区域内の農家総数のおおむね4割であることが基準となります。

この基準を踏まえ、農業委員会では毎年、下限面積の検討をすることになっています。

この度の設定方針としては、農地法施行規則第17条第1項を適用し、46ページの表のとおり下限面積（別段面積）の変更を行おうとするものです。

変更理由は、農地台帳による集計の結果、設定区域内の農家において、現行の下限面積未達の農地を耕作している農家が、設定区域内の総農家数のおおむね4割を上回る区域があるためです。

次に46ページをお願いします。各区域の現行の下限面積と変更後の下限面積案を表示しています。

47ページをお願いします。設定区域ごとの経営耕地面積別農家世帯数一覧を表示しております。網掛けの部分がこの度の調査での総農家数の概ね4割の位置です。

現行の下限面積未達の農地を耕作している農家が、設定区域内の総農家数のおおむね4割を上回る区域である住吉・加茂・福生・福米の4地区の下限面積を30アールから5アール減らして25アールに変更しようとするものです。以上ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり下限面積を設定することに決定します。

議長（中本会長職務代理）

続きまして、48ページ議案第6号をお願いいたします。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、下記農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、農業委員会等に関する法律第7条の規定によりこれを定めたいので議決を求めます。事務局より説明してください。

事務局（宅和事務局長補佐）

農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案について説明します。

農業委員会等に関する法律第7条第1項で、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や最適化の推進の方法について指針を定めるよう規定されております。この規定に基づき、審議をお願いするものです。

それでは、49ページをご覧ください。11月14日付けで、皆さまに送付した指針案について、5名の委員さんからご意見をいただき、その意見を踏まえ、数か所文言を追加修正したものを、議案として提出しております。

修正の場所ですが、50ページをお願いします。上から8行目から9行目「毎年20ヘクタールの解消を目標とする」という文言を追加しております。その下の表の下部に※1と※2として、表にある管内の農地面積の説明分を追加しております。

51ページをお願いします。ページの中ほどの2担い手への農地利用の集積・集約化について（1）担い手への農地利用集積目標について、「毎年50ヘクタールの増加を目標とする」という文言を追加しております。

52ページをお願いします。上から8行目から9行目、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の次に「を始めとした各基盤整備事業の活用の周知、呼びかけ」を追加しております。

次に、同ページの下から3分の1辺り、3の（1）新規参入の促進目標について、1経営体当たり「0.5ヘクタール」を個人と法人に分け「個人50アール、法人100アール」と修正しました。

次に、同ページの一番下、②新規就農の促進に関する情報提供について、「Uターン、Iターンを含めた新規参入者への呼びかけを図るとともに」と「よなご市報の活用」を追加しております。修正内容は以上です。

それでは49ページをお願いします。

第1の基本的な考え方ですが、ここでは前段として、米子市各地区の農業の現状と課題を説明し、後述する農地利用最適化を推進するために、農業委員と農地利用最適化推進委員との連携の必要性をうたい、その具体的な目標は、第3次米子市総合計画に合わせた値としており、平成32年を目標として、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに検証と見直しを行う旨をあげさせていただいております。

50ページ第2の具体的な目標と推進方法ですが、初めに、「遊休農地の発生防止と解消」についてです。毎年20ヘクタールの削減を目標にし、平成32年7月で84ヘクタールに減少することを目標としていきます。その推進方法といたしましては、農地の利用状況調査、利用意向調査の実施、利用意向調査の結果を受けての農地中間管理機構との連携、そして農地の現況に応じた非農地判断により守るべき農

地の明確化を図る、以上の3つの方法で推進をしていきます。

次に51ページですが、「担い手への農地利用の集積、集約化」についてです。集積目標は、この目標値の表のとおりです。毎年50ヘクタールの増加を目標にします。その推進方法といたしましては、「人・農地プラン」の作成、見直しを地域において主体的に取り組むこと、農地中間管理事業活用の検討等、農地中間管理機構との連携、そして農地の積極的な利用調整と利用権設定の推進、そして、所有者を確知することができない農地の有効利用を促進する、以上4つの方法で推進をしていきます。

最後に、「新規参入の促進」についてですが、新規参入の目標は毎年個人・法人合わせて5経営体の新規参入、面積は個人50アール、法人100アールとします。その推進方法といたしましては、県農業会議、農地中間管理機構との連携による新規参入希望者の把握と指導。そして、農地中間管理機構の活用による積極的な企業参入の推進。そして、地域における新規参入者の受け入れ条件の整備を図り、新規就農を促進するとともに、後見人の役割も担う。以上、3つの方法で推進をしていくということです。以上、簡単ではありますが、米子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきまして、内容の説明については、以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

あの、管内の農地面積ですが、同じ管内の農地面積をいながら面積がそれぞれ違いますが。これを一緒にできない理由が何かあるの。

事務局（宅和事務局長補佐）

50ページと51ページの管内の農地面積が違うということですが、これは全国統一的な基準で、遊休農地の場合は耕地及び作付面積統計という国の調査の面積に遊休農地面積を加算して出す、担い手の利用集積率を出すためには、国の耕地及び作付面積統計で行うこととこのように国が定めているものであります。

吉澤農業委員

そのときにね、農地の利用集積面積ちゅうのは、遊休農地の面積は外してあるわけ。

事務局（宅和事務局長補佐）

はい。

吉澤農業委員

遊休農地を集積した場合はどうなるんですか。

事務局（宅和事務局長補佐）

遊休農地を集積した場合は担い手集積の面積に入ります。ただし、2,990という国の出した面積は。

吉澤農業委員

変わらんわねえ。

事務局（宅和事務局長補佐）

これを使うということに統一基準でなっています。

吉澤農業委員

そうになっているなら仕方ないけれども。

事務局（宅和事務局長補佐）

おかしいとは思いますが。

田邊推進委員

ちょっと意見だけ言わせてください。

この指針というのは、農業委員、推進委員合同での指針と捉えていいですかいね。

事務局（宅和事務局長補佐）

はい、そういうことです。

田邊推進委員

例えばそうだとしたら、その前にこれを出されて、我々推進委員というのは議決権がないんですね、この会では。で、例えば、自分はちょっと反対だわというような、反対しているわけじゃないですよ、ただ、そういうことがあった場合に、議決としては農業委員会で決まるのですよね、農業委員の人で。我々の意見というのは、意見は出すのでしょけれども、気持ち的に反対とっていても、農業委員会の人で決まるんですよ。

議長（中本会長職務代理）

そうですね。

田邊推進委員

そういう形でいいのかなと。両方の指針を出す場合に、それだったら、私は例えば、推進委員の会でこれを出してもらって、推進委員の中で全部合意を取って、それで農業委員会に出してもらって全体の指針とするのが本当じゃないかなという気持ちでおるんですけど、その辺りはどんなものでしょう。

議長（中本会長職務代理）

今、森中委員さんから意見が出ましたけど。

田邊推進委員

森中じゃない。

議長（中本会長職務代理）

あ、田邊委員からそういった話がありましたけど。その辺、事務局の方は、どのような考え方でまとめられますか。

事務局（宅和事務局長補佐）

はい、この度は全体場で意見を出してもらって審議をと思っておりました。

田邊推進委員

ただ、賛否は問えませんよ、議決権がありませんから。それで、全体の意見としていいのかなと。

議長（中本会長職務代理）

意見は言うけれども、議決権がないので反映できないという矛盾があるわけですけど。

田邊推進委員

他に人はどう思われるのかな。

議長（中本会長職務代理）

その辺については、他の推進委員さんはどう思われますか。

高西推進委員

私も全く同意見です。そう思っておりました。

森中農業委員

ちょっと、いいですか。事務局これはねえ、やっぱり案件を整理して、この件については。農業委員と推進委員と一緒に賛成意見だということにした方がいいと思うけど。それは、田邊委員が言われたように、この事業そのものは、推進委員の事業が主だ。そういうときには、その辺を整理して諮らないといけません。

角農業委員

私は、目標設定はですねえ、合同委員会を年2回やるって決めたので、その中で指針決定等は。

田邊推進委員

これ、農業委員会じゃなくて、所謂合同委員会みたいなものをもってもらって、誰もが自由に意見を言える場で決めてもらって。それじゃあ、形式的にはね農業委員会にかけて農業委員会で決まったというふうにしてもらったら、それで私は納得しますがどんなものでしょう。

森中農業委員

議長さん。それでねえ、今説明がありましたが、農業委員だけの採決ではなしに、全体の採決ということで諮って、これでいいならいいとそういうふうにした方がいいと思いますけど。

議長（中本会長職務代理）

そういたしますと、農業委員会の総会ですけれども、全体通してこの案につきまして。

田邊推進委員

この場でしてもいいですか。

議長（中本会長職務代理）

この場では、できませんので。

角農業委員

全体で可否を取ってこの場で過半数で決めたらいいじゃないですか。

森中農業委員

それでいい、賛成します。

米澤推進委員

時間がないからやるわけですか。

田口推進委員

全体が集まっとうだけん、もし反対だったら、意見を言われればいい。

田邊推進委員

皆さん賛同してもらって、この場でしてもいいし。

議長（中本会長職務代理）

どうでしょうかねえ、そう言ったことで。本来ですと。

田邊推進委員

私は内容に反対しているわけではなくて、こういう方向がいいのかなあというのをちょっと疑問に思っていますので。

議長（中本会長職務代理）

その事はあると思います。皆さん同席された中で意見を言っても反映されないという事を田邊委員が思っておられるし。この案1本につきまして、こういった格好で。

遠藤農業委員

いいですか。この件についてまあ、お互い出席しているわけですから、この件については合同会議に一部変更して、合同での決議を求めるといふことで、決を採られたらどうですか。

（異議なしの声多数）

議長（中本会長職務代理）

そうしますと、この案件については合同でという恰好で皆様方に決議を求めたいと思います。この指針案につきまして異議のない方は。

松本推進委員

すいません、今の決議は全体の指針のことですか、それとも1項目についてですか。遊休農地の事に関してそのことについて決めるんですか。

議長（中本会長職務代理）

全体です。

米澤推進委員

中間管理機構という組織はあるの。

事務局（宅和事務局長補佐）

鳥取県では、鳥取県農業農村担い手育成機構が県知事より農地中間管理機構として指定されています。

米澤推進委員

正式名称にしないといけんじゃないですか。

事務局（宅和事務局長補佐）

農地中間管理機構を鳥取県農業農村担い手育成機構に直したらということですか。

事務局（池口事務局長）

その方がわかり易いということでしたら。

田邊推進委員

どこ。

田口推進委員

議長。そんな細かいことはいいじゃないですか。わかり易いから、中間管理機構の方が。誰もが知っておられますよ。

田邊推進委員

任せたら良いです。

議長（中本会長職務代理）

細かいことも出ておりますけども、今日はこの案を合同ということで、皆様にお諮りいたしまして決議したいと思います。諸々もありませんけども今日は一つ、この6号議案に対して決議したいと思います。

異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり農地利用最適化推進指針を定めることに決定します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（宅和事務局長補佐）

報告いたします。54ページ（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号20から23の4件を受理しています。

次に、55ページから57ページ（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号51から番号62までの12件を受理しています。

次に、58ページから62ページ（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号62から番号81までの20件を受理しています。

次に、63ページ（4）非農地転用現況証明について、1件を証明しています。

次に、63-2ページから64ページ、農地等の現況に係る照会について、転用許可の有無等の照会に対し、2件を回答しています。

次に、65ページ（6）農地転用現況確認書交付について、番号39から番号42までの4件を交付しています。

次に、66ページから69ページ（7）相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、4件を証明しています。報告事項は以上です。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（宅和事務局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（中本会長職務代理）

そういたしますとこれを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後5時30分